

～事業者の方に知っていただきたい軽減税率制度のポイントをご紹介します～

「消費税軽減税率制度」説明会

消費税の軽減税率制度は、2019年10月1日からの消費税率の10%への引き上げと同時に実施されます。軽減税率制度は食料品等の軽減税率対象品目を取り扱う事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲料品を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。多くの方に関係のある制度ですのでぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度について

講師：高鍋税務署 消費税軽減税率担当

説明会内容：

- ①軽減税率制度とは
- ②軽減税率の対象品目
- ③帳簿及び請求書等の記載と保存
- ④消費税額の計算と税額計算の特例
- ⑤適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)の導入について

【日時】 平成30年10月26日(金)・11月5日(月) 14:00～15:30

【会場】 西都商工会議所 2階研修室 【定員】 各50名

※定員になり次第締め切らせていただきます。

【受講料】 無料 【申込締切】 10月24日(水)

【申込方法】下記の申込書にご記入のうえFAXしてください。電話でのお申込みも可能です。

主催：高鍋税務署 / 西都商工会議所中小企業相談所

切り取らずにそのままお送りください。

西都商工会議所 中小企業相談所 行 (FAX 0983 - 43 - 5722)

「消費税軽減税率制度説明会」受講申込書

希望日	① 10月26日(金)	② 11月5日(月)
会社名	住所	
電話	F A X	
受講者名		

※本申込者にご記入いただいた情報は、本事業実施・運営の目的にのみ使用いたします。

〈お問合せ〉 西都商工会議所 中小企業相談所 TEL 0983-43-2111